

気候変動枠組条約・ボン会合
第42回科学上及び技術上の助言に関する
補助機関(SBSTA42)等における
REDD+関連の議論



森から世界を変える
REDD+

2015年6月25日(木)15~17時

於: JICA市ヶ谷ビル 国際会議場

REDD+プラットフォーム ナレッジ分科会 第一回セミナー

林野庁計画課海外林業協力室 井上泰子

目次

1. 2015年6月ボン会合全体概要
2. SBSTA42におけるREDD+の議論
3. ADP、その他でのREDD+の議論
4. 資料

1. SB42-ADP2-9会合の概要(全般)



1. SB42/ADP2-9会合の概要(1)

UNFCCCにおけるREDD+議論の経緯

締約国会合と作業部会

気候変動枠組条約

京都議定書

締約国会合(CMP)

締約国会合(COP)

ADP

強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会

COP17(2011年)で立ち上げ決定、2012年より作業開始

◆ワークストリーム1(2020年以降の枠組の構築)

- ・全ての国が参加する2020年以降の枠組みについて、議定書等の法的文書を作成
- ・2020年の発効・実施を目指し、遅くとも2015年までに作業を終了

◆ワークストリーム2(2020年までの温暖化対策の野心の向上)

- ・緩和、適応、資金、技術の開発と移転、人材育成等について、2020年までの取組の強化を進める

技術的な課題の検討
(COP又はCMP決定に基づく)

補助機関(SB)

SBSTA(科学的・技術的助言)

REDD+の方法論、計上・報告・審査に関する既存決定文書の改定等を議論

SBI(条約・議定書の実施)

条約・議定書の履行状況に関する多国間評価の実施等

国連気候変動枠組条約の下での国際交渉の流れ

第1約束期間
2008-2012

第2約束期間
2013-2020

日本、露、NZは、
削減義務負わず

2011年

2012年

2013年

2014年

2015年

2020年

COP17
/CMP7

COP18
/CMP8

COP19
/CMP9

COP20
/CMP10

COP21
/CMP11

2020年以降の
枠組み関係

2013年以
降の枠組
み関係

全ての国が参加する法的枠組みの発効・実施

ADP における議論

2015年に作業を終える
(COP17決定)

2015年5月までに交渉テキスト作成
(COP18決定)

各国はCOP21に十分先立ち約束草案を提出
(COP19決定)

約束草案に含むことのできる情報の決定
(COP20決定)

2015年合意文案(ジュネーブテキスト)の作成
(ADP2-8成果)

・各国による批准
・国内法整備等

日本は▲3.8%(2005年比)を表明

各国が掲げる削減目標・行動の推進(国際的MRV(測定、報告、検証)、適応など)

SBSTA(技術的事項)、SBI(各種取組の実施に関する事項)における議論

ADP: Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action (強化された行動のためのダーバンプラットフォーム特別作業部会)
SBSTA: Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice (科学上及び技術上の助言に関する補助機関)
SBI: Subsidiary Body for Implementation (実施に関する補助機関)

REDD+関係の議論の経緯

COP11
(2005年、カナダ・モントリオール)

PNGとコスタリカがREDD (Reducing Emissions from Deforestation in Developing countries) の概念を共同提案

COP13
(2007年、インドネシア・バリ)

「バリ行動計画」(決定1/CP.13 パラ1(b)(iii))で次期枠組における具体的な検討項目としてREDD+を対象とすることに合意

AWG-LCA

SBSTA

世銀FCPF (2008年運用開始)

UN-REDD (2008年設立)

COP15
(2009年、デンマーク・コペンハーゲン)

「コペンハーゲン合意」では森林減少・劣化からの排出の削減や吸収の役割の重要性や、REDD+を含む制度を直ちに創設することに言及
REDD+に関する方法論のガイダンスを決定

AWG-LCA

SBSTA

世銀FIP (2009年運用開始)

仏・ノルウェイのプロセス(2010年3月、5月)→「REDD+パートナーシップ」立上げ

日本主催 閣僚級会合(2010年10月、名古屋)

COP16 (2010年、メキシコ・カンクン)

「カンクン合意」では段階的にREDD+活動を展開する考え方等、
REDD+の基本事項が決定

AWG-LCA

SBSTA

↓ カンクン合意に基づき検討

COP17 (2011年、南ア・ダーバン)

生物多様性の保全等のセーフガードに関する情報提供システム、森林参照レベル等(REL/RL)に係る技術指針が決定

AWG-LCA

SBSTA

COP18 (2012年、カタール・ドーハ)

国家森林モニタリングシステム、MRVに関する技術指針等について引き続き検討

SBSTA/SBI

COP-WP

SBSTA

COP19 (2013年、ポーランド・ワルシャワ)

COP16からの課題であった技術課題の指針等(国家森林モニタリングシステム、MRV、森林減少・劣化の原因への対処、セーフガードの情報提供の時期・頻度、森林参照(排出)レベルの技術評価)を含む7つの決定文書に合意

REDD+に関するカンクン合意(COP16、2010年)の概要

カンクン合意では、REDD+の対象となる活動の範囲や、段階的にREDD+活動を展開する考え方等の基本事項が決定。また、REDD+の運用ルール等の検討に関する作業計画が特定。

○ ガイダンスに沿って、REDD+の活動を実施するとともに、セーフガードを促進。また、REDD+に取り組む途上国は国家戦略等を策定

REDD+の5つの活動(1/CP.16パラ70)

- ①森林減少からの排出の削減、②森林劣化からの排出の削減、③森林炭素蓄積の保全、④持続可能な森林経営、⑤森林炭素蓄積の強化

ガイダンス

REDD+の取り組みが、結果に基づく(排出削減量により評価)ものであることや、持続可能な森林経営を促進するものであること等

セーフガード

森林のガバナンス、先住民等の知識及び権利の尊重、天然林や生物多様性の保全と整合等の促進

(途上国が整備すべき要素)

国家戦略等

参照排出
レベル等

国家森林モニタ
リング・システム等

セーフガードに関する
情報提供のシステム

○ 段階的にREDD+活動を展開(フェーズド・アプローチ)

①準備段階

②実施段階

③完全実施段階

・ 国家戦略等の策定
・ 能力開発

・ 国家戦略等の実施。
能力開発、実証活動
等を含む

・ 完全にMRV(計測、
報告、検証)される結
果に基づく活動

○ 技術的な事項についてSBSTAに検討を指示

(COP17に検討結果を提示することとされている事項)

1. 参照排出レベル、森林モニタリング・システム等のモダリティ
2. セーフガードに関する情報提供のシステムのガイダンス
3. 森林からの排出量等に関するMRVのモダリティ

(COP18までに検討結果を提示することとされている事項)

1. 森林減少・劣化の原因に結びつくLULUCF活動の特定、それらの活動による排出量等を推計するための方法論的事項の特定と、緩和への貢献の評価

※ 資金オプションについて、AWG-LCAで検討

カンクン合意後の作業スケジュール

技術的課題

	検討事項	COP17	COP18	COP19	COP20		
SBSTA	森林減少・劣化のドライバーへの対処	→			REDDプラスのためのワルシャワ枠組み the Warsaw Framework for REDD Plus		
	森林参照レベル等のモダリティ(パラ(b)) ・提出された森林参照(排出)レベルの評価	→	→				
	国家森林モニタリング・システムのモダリティ	→					
	セーフガードの情報提供システムのガイダンス ・概要情報の提出時期・頻度 ・情報の透明性等を保証するための更なるガイダンスの必要性等	→	→			→	
	森林からの排出量等に関するMRVのモダリティ	→					
	・非市場アプローチの開発可能性 ・非炭素便益に関する方法論的課題			→		→	
政策的課題							
AWG-LCA	本格実施される場合の資金オプション	→					
SBSTA/SBI	支援の調整や組織の検討			→			
(自主的)	支援の調整に関する自主的年次会合の開催				→	COP23 で報告	
COP (W.P.)	結果に基づく資金に関する作業プログラム			→			
SBI	情報ハブに関する検討・専門家会合レポート				→		
COP (SCF)	資金に関する常設委員会 (Standing Committee on Finance) における森林の資金の検討				→	9	

REDDプラスのためのワルシャワ枠組み

“the Warsaw Framework for REDD Plus”

COP19(2013年)の決定

- 一連の決定をパッケージで合意(7つの決定文書)
 - ◆ カンクン合意パラ70の活動の完全実施を促進するための結果に基づく資金に関する作業計画(9/CP.19)
 - ◆ 組織体制を含む活動を実施するための支援の調整(10/CP.19)
 - ◆ 国家森林モニタリングシステムのモダリティ(11/CP.19)
 - ◆ セーフガード概要情報の提出時期と頻度(12/CP.19)
 - ◆ 提出される森林参照(排出)レベルの技術アセスメントのためのガイドラインと手続き(13/CP.19)
 - ◆ 測定・報告・検証(MRV)のモダリティ(14/CP.19)
 - ◆ 森林減少・劣化のドライバーへの対処(15/CP.19)

1. SB42/ADP2-9会合の概要(2)

今次会合の結果概要

今回会合(SB42・ADP2-9)におけるREDD+関連の結果概要

- **SBSTAでの議論(REDD+の方法論的課題)**
 - REDD+の残された方法論的課題3点(セーフガード概要情報のガイダンス、非市場ベースのアプローチ、非炭素便益)について検討・合意
- **ADPでの議論(2015年合意に関する議論)**
 - 先進国・途上国の両方に適用される2020年以降の枠組みについて、COP21での合意文書の採択に向けて作業
 - 2月に作成されたジュネーブ・テキストに、REDD+は緩和、資金等の場所に記載され、議論されている状況
 - 議論を踏まえて7月下旬までに議長が改定テキスト案を提示する予定
- **第2回支援の調整に関する自主的会合等**
 - SCF(資金のための常設委員会)、GCF(緑の気候基金)等資金関連団体による情報提供と質疑応答、今後の進め方について議論

2. SBSTA42におけるREDD+の議論(1)

セーフガード概要情報のガイダンス

REDD+セーフガードに関するカンクン合意(COP16)の概要

決定1/CP.16

気候変動枠組条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会の作業に関する結果

■ (パラ69) REDD+の5つの活動(パラ70)においては、付属書Iパラ2に記載されているセーフガードを促進、支持しなくてはならない

■ (パラ71(d)) 国家REDD+戦略または行動計画には、付属書Iパラ2に記載されたセーフガードが、主権を尊重しつつ、どのように対処、尊重されているかの情報を提供するためのシステムについて記載する

■ (パラ72) 森林減少、劣化のドライバー、土地権利問題、ジェンダーへの配慮、利害関係者(先住民や地域コミュニティ)の全面的かつ効果的な参加を確保しながら付属書Iパラ2に記載されたセーフガードに取り組む

■ (パラ76) 締約国(特に先進国)は、多国間、二国間のルートで……(略・国家戦略の策定等の準備フェーズ)や、セーフガードの考慮も含めた結果ベースの実証活動の実施を支援する

7つのセーフガード項目 (1/CP.16 付属書 I パラ2)

(a) 国家森林プログラムや関連国際条約・合意を補完、整合する活動

(b) 森林ガバナンス

(c) 先住民等の知識・権利の尊重

(d) 先住民等の参加

(e) 天然林や生物多様性の保全と整合

(f) 反転のリスクに対処する行動

(g) 排出の移転を減少する行動

決定12/CP.17

セーフガードに関する情報提供システムのガイダンス

- セーフガードの実施や対処等の情報は、国家戦略を支援するものであり、全てのフェーズ(1/CP.16パラ73の準備、実証、結果ベースの活動)に含まれる
- セーフガードに関する情報提供システムは、国情や能力、国家主権や法、国際義務、ジェンダーを踏まえ、
 - ◆ 全ての利害関係者がアクセスでき、定期的に更新される、透明で一貫性のある情報を提供
 - ◆ 繰り返し改善が可能な様に、情報に透明性、柔軟性を有する
 - ◆ カンクン合意にある全てのセーフガードに関する情報を提供
 - ◆ 国レベルを志向して実施
 - ◆ 必要に応じ、既存のシステム上に構築 等
- REDD+活動の実施期間を通じて、全てのセーフガードの項目について情報の概要を定期的に提供、国別報告書等に反映
- SBSTAで、情報の最初の提出時期や提出頻度、透明性、整合性、包括性及び実効性を確保するための追加的ガイダンスの必要性を検討

REDD+セーフガードに関するCOP19の概要

決定9/CP.19

REDD+活動の完全実施を促進するための結果に基づく資金

- 7つのセーフガードが、結果に基づく資金を受ける以前、どのように対処され、尊重されて来たかに関する最新の概要情報を提出
- 概要情報は条約事務局のウェブプラットフォームに掲載

決定11/CP.19

国家森林モニタリングのためのモダリティ

- 国家森林モニタリング情報システムはセーフガード情報システムに関する情報を提供しうる

決定12/CP.19

セーフガード概要情報の提出時期・頻度

- セーフガード概要情報の提出時期・頻度途上国は、REDD+活動の開始後、国別報告書またはウェブプラットフォームを含む報告手段で提出
- その後の頻度は、途上国の国別報告書の提出に関わる規定等と整合

REDD+に関するCOP21決定(案)の概要(SBSTA42)

- 決定1/CP.16パラ71(c)に別途規定されている国のレベルにおける排出移転のモニタリングと報告を想起
- セーフガードの概要情報を提供するには以下の要素を含むことが強く推奨される
 - ◆ それぞれのセーフガードに対処し、尊重するのに適切な国情
 - ◆ 国情に従ったそれぞれのセーフガードの説明
 - ◆ 国情に従いつつ、決定12/CP.17による情報システムを含み、セーフガードに対処し、尊重するための適切な既存のシステムとプロセスの説明
 - ◆ 国情に従いつつ、どのようにそれぞれのセーフガードに対処し、尊重したかについての情報
- セーフガードの概要情報の提供には、ステップワイズを考慮し、改善していくことが推奨される
- 12/CP.17パラ6の、セーフガード情報の透明性、一貫性、包括性および効果を確実にするためのさらなるガイダンスは不要

2. SBSTA42におけるREDD+の議論(2)

非市場ベースのアプローチ

REDD+非市場ベースのアプローチに関するCOP決定概要

決定2/CP.17

条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会の作業結果

- (パラ67)ガバナンス、7つのセーフガードのうち(c)-(e)の適用、森林の多面的機能を支援し、強化する非市場的手段として、非市場アプローチ、例えば「森林の一体的かつ持続可能な森林経営のための緩和・適応共同アプローチ(以後JMAと標記※)」が構築される可能性があることに留意

決定1/CP.18

バリ行動計画に基づく合意された結論

- (パラ39)SBSTAに対し、非市場アプローチ例えばJMAが、REDD+の5つの活動の実施を支援するために開発可能か検討する

決定9/CP.19

REDD+完全実施のための結果に基づく資金に関する作業計画

- (パラ20)資金に関する常任委員会に対し、資金の一貫性と調整に関する作業、とりわけ森林の財源問題における様々な政策アプローチを考慮に入れて検討するよう要請されている。とりわけ、結果支払のための方法と手段、代替アプローチに対する財源の提供についてフォーラムを開催

※joint mitigation and adaptation approaches for the integral and sustainable management of forests (JMA):ボリビアの提案によるもの。但し、略語はCOP/SBSTAで合意されたものではない。

REDD+に関するCOP21決定(案)の概要(SBSTA42)

- 代替的政策アプローチ、例えば統合的で持続可能な森林管理のための緩和と適応の共同アプローチ※は、4/CP.15に含まれるガイダンスとセーフガード概要情報提供のガイダンスの対象となる
- 代替的政策アプローチは9/CP.19の結果支払の代替である
- 代替的政策アプローチを実施したい途上国は以下の要素を考慮する
 - ◆ 統合的で持続可能な森林管理を支援するための国家戦略または行動計画の開発
 - ◆ 資金源と専門的、技術的支援ニーズの特定
 - ◆ 代替的政策アプローチがどのように1/CP.16パラ70(REDD+5つの活動)に貢献するかを示す提案の開発
 - ◆ 適切な場合、適応管理と学びによる国情に応じた成果と改善箇所の考慮
- 9/CP.19パラ5にある資金団体(GCF等)は、代替的政策アプローチに対し、決定2/CP.17パラ65にある幅広い資金源から、引き続き資金を提供することが奨励される
- 条約事務局のウェブプラットフォームで情報を共有する

※ joint mitigation and adaptation approaches for the integral and sustainable management of forests (JMA)

2. SBSTA42におけるREDD+の議論(3)

非炭素便益



REDD+非炭素便益に関するCOP決定概要

決定1/CP.18

バリ行動計画に基づく合意された結論

- (パラ29 (b))2/CP.17パラ65に記載されている様々な資金源(新規の、追加的で、予測可能な、結果に基づく資金は代替的な資金を含む公的、民間、二国間、多国間の多様な供給源からもたらされる可能性がある)より、非炭素便益にインセンティブを与える方法について検討する
- (パラ40) SBSTAに1/CP.16パラ70の活動(REDD*の5つの活動)によって生じる非炭素便益に関する方法論的課題に関する作業を開始し、COP19に報告することを要請する

決定9/CP.19

REDD+完全実施のための結果に基づく資金に関する作業計画

- (パラ22)1/CP.18パラ40に記載されている方法論の問題に関する作業に留意しつつ、1/CP.16パラ70の活動の長期にわたる持続可能な実施において非炭素便益にインセンティブを付与することの重要性を認識

REDD+に関するCOP21決定(案)の概要(SBSTA42)

- 非炭素便益は国情に特有のものであり、国家主権に即し、法令、政策、優先課題に即したものであることと認識
- 国情、能力に沿い非炭素便益への支援を統合するための支援を求める途上国は、非炭素便益の特性、規模、重要性についての情報を提供し、条約事務局のウェブプラットフォームに共有することを奨励
- 関心のある途上国に、上記情報を関心国と資金機関に考慮されるために伝達することを奨励
- 非炭素便益は9/CP.19の結果支払の必要条件として構成されるものではない

3. ADP、その他でのREDD+の議論(1)

ADPにおける議論

REDD+に関するADPにおける議論の概要

- 「REDD+」「forest sector・・・Warsaw Framework of REDD+」その他関連事項はジュネーブ・テキスト(2015年2月)の緩和、資金、組織のセクション等のオプション案に頻出
- 緩和、資金等のそれぞれのセクションで要素の抽出、重複オプションの削除等の作業を行い、どのオプションを削るべき、という議論には至らず
- ただし、緩和セクションでパラ立てについての議論がなされた際、一部の国がREDD+の位置づけに言及
- ストリームライン・テキスト(90ページ→85ページ)
http://unfccc.int/files/meetings/bonn_jun_2015/in-session/application/pdf/adp2-9_i3_11jun2015t1630_np.pdf
- 7月24日に改訂テキスト案が発表される予定

3. ADP、その他でのREDD+の議論(2)

その他



■ 第2回支援の調整に関する自主的会合(6月8日)

https://unfccc.int/land_use_and_climate_change/redd_web_platform/items/8784.php

- ◆ COP19決定(10/CP.19)に基づき開催された会合の第二回目
- ◆ 資金のための常設委員会(SCF)、緑の気候基金(GCF)等からの情報提供と質疑応答
- ◆ 今後の内容について等

■ サイドイベント等

- ◆ CIFOR主催”Who Pays Who Benefits? Equity Implications of REDD+ Implementation and Benefit Sharing”(6月8日)

<http://blog.cifor.org/29066/how-and-why-should-equity-be-addressed-within-the-redd-framework>

<http://www.iisd.ca/climate/sb42/enbots/8jun.html#event4>

- ◆ IUCN、Conservation International等主催”the Boat on Land Use”(6月7日)

http://cmsdata.iucn.org/downloads/invitation_charting_the_course_for_land_use_in_the_paris_agreement_and_b_.pdf

■ バイ会合等

ご清聴ありがとうございました



【写真出典】 Source: IISD: <http://www.iisd.ca/climate/sb42/enb/9jun.html>, by Mr. Thomas Baldouf

資料

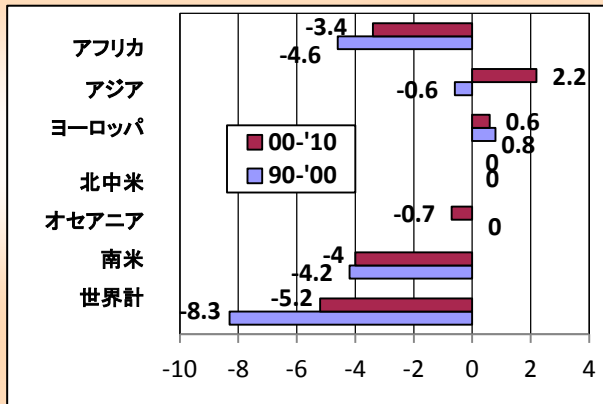
途上国の森林減少・劣化対策等 (REDD+) とは

途上国における森林減少の現状

- 世界の森林面積は40億ヘクタール(全陸地面積の3割)
- 毎年520万ヘクタール純減(2000-2010)
- 主な減少の原因は、焼畑、森林火災、農地開発、違法伐採等
- ブラジル、インドネシア等の減少が著しい。他方、中国等では増加傾向。

森林面積の年間あたりの増減(1990年-2010年)

(単位:百万ha)

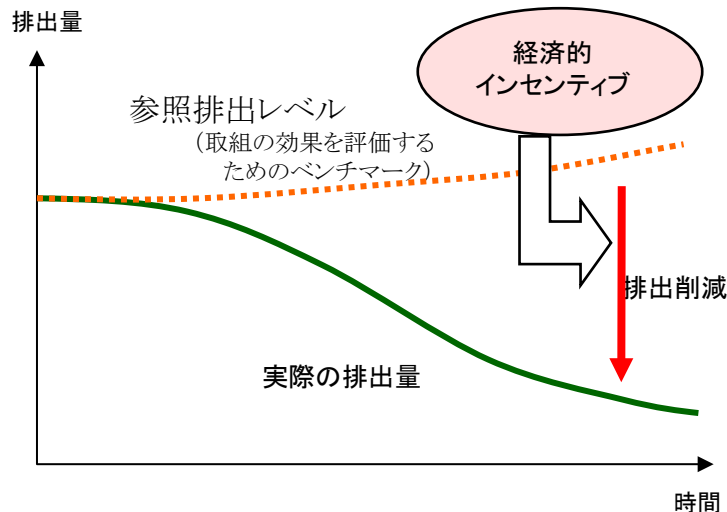


(出典) FAO 世界森林資源評価2010

気候変動と森林減少の関係

- 途上国の森林減少・劣化に由来するGHG排出の削減は重要な緩和策※2
- COP11(2005年)において、パプアニューギニアとコスタリカが概念を共同提案
- 次期枠組みの制度の一つとして、COP13(2006年)に本格的に仕組みの検討を開始
- COP16(2010年)で採択された「カンクン合意」では、途上国の森林減少・劣化対策等と先進国の支援の枠組みについて決定
- COP19(2013年)にセーフガードや参照レベル等の技術課題、資金と先進国の支援の枠組み等にREDD+実施に必要な7つの決定からなる「ワルシャワREDD+枠組」に合意

森林減少からの排出抑制イメージ



※1 REDDは、Reducing emissions from deforestation and forest degradation in developing countriesの略で、途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガス排出の削減のこと。REDD+は、REDDに、森林炭素蓄積の保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の強化を加えた考え方

※2 土地セクター(農業、林業及びその他土地利用)は、世界の温室効果ガス排出量の約1/4を占め、REDD+は費用効果の高い気候変動の緩和策とされる。(IPCC 第5次評価報告書(2014年))